

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山梨市は東京から約 100km 圏、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置している。笛吹川とその支流がもたらす肥沃な土地の恩恵を受け、なだらかな斜面や平坦地に広がる桃・ぶどうの果樹園は、美しい郷土景観とともに、全国有数の生産量を誇っている。

本市の人口は、平成 27 年国勢調査では 35,141 人、令和 2 年の国勢調査では 33,435 人と減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、2040（令和 22）年には約 25,000 人まで減少すると推計されている。

人口構造を見ても、年少人口（0～14 歳）が 3,754 人、生産人口（15 歳～64 歳）が 18,013 人、老年人口（65 歳以上）が 11,396 人と高齢化率は約 34%（全国 28%）に達しており、少子高齢化が進んでいることが分かる。

産業構造は、農業を中心とする第 1 次産業が 18.2%（全国 3.4%）、製造業を中心とする第 2 次産業が 19.1%（全国 23%）、医療・福祉を中心とする第 3 次産業が 61.5%（全国 70.6%）となっており、本市の特徴として、桃・ぶどうなどの果樹栽培が盛んで全国に比べ第 1 次産業の割合が大きい。また、本市の第 2 次産業及び第 3 次産業の企業数は 1,013 社（令和 3 年経済センサス）であるが、大企業はなく、全て中小企業である。

それら市内の企業は、人手不足や経営者の高齢化、それに伴う後継者不足、また設備の老朽化に伴う更新費用の負担などにより厳しい経営状況が続いており、業務省力化や生産性の向上は喫緊の課題となっている。

このような中で、市内企業が厳しい事業環境を乗り越えつつ、持続的な発展を目指すためには、先端設備等の導入による生産性の向上を促進することで、労働生産性の抜本的な向上を図ることが極めて重要である。また市内企業及び産業の発展が、雇用の安定や収入の増加などの高い経済的波及効果をもたらし、市内経済の好循環・活性化につながるような環境の創出を図る必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項 の規定 に基づく導入基本計画を策定し、市内中小企業者の先端設備等の導入を促し、本計画において、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山梨市の産業は多岐に渡っており、これらすべての産業において事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

山梨市の産業は、市内の広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現するために、本計画の対象地域は、山梨市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

山梨市の産業は多岐に渡っており、これらすべての産業において事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みも多岐に渡っており、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められているものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納しているものは先端設備等導入計画の認定の対象としない。